

富山県立大学大学院研究科委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学大学院学則第 9 条に規定する各研究科の研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 富山県立大学大学院各研究科委員会（以下「委員会」という。）は、当該研究科長並びに当該研究科を担当する富山県立大学の（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を委員会に加えることができる。

3 事務局長又は富山キャンパス事務部長は、委員会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 委員会には、第 1 項及び第 2 項の構成員（以下「構成員」という。）のほか、学長又は当該研究科長が委員会の運営上特に必要と認めて指名する者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの)

第 3 条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程の編成に関すること。

(4) 学生の懲戒に関すること。

(5) 前 2 号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(審議事項)

第 4 条 委員会は前条に規定するもののほか、学長及び当該研究科長（以下この条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集)

第 5 条 委員会は、当該研究科長がこれを招集する。

2 構成員の 3 分の 1 以上の者から要求があったときは、研究科長は、委員会を招集しなければならない。

(議長)

第6条 当該研究科長は、委員会の議長となる。

2 当該研究科長に事故があるときは、あらかじめ、当該研究科長の指名を受けた教授がその職務を代行する。

(開会)

第7条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 第3条第2号による会議の場合には、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(専門委員会)

第9条 委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を設けることができる。

(職員の出席等)

第10条 議長は、構成員以外の本学の職員を委員会に出席させて審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

(会議の非公開)

第11条 委員会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第12条 委員会の議事録は、事務職員が作成し、議長及び出席した教授2名がこれを確認のうえ署名し、事務局長が保管する。

第13条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過規程)

2 本規程第3条第1号に定める事項は、令和5年度看護学研究科入試に限り、看護学部教授会が代行する。